

事 務 連 絡
令 和 元 年 1 0 月 3 0 日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

「消費生活協同組合法施行規則の一部改正について」に関する
誤謬について

令和元年9月30日付け社援協発0930第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長通知「消費生活協同組合法施行規則の一部改正について」につき、一部誤謬があることから、下記のとおり訂正する。

については、内容についてご了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知願いたい。

記

訂正箇所

【誤】

第二 公布日等

略

(3) 経過措置

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下、「新規則」という。）第82条、第109条、120条、第120条の2及び149条の規定は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日から令和4年3月31日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

【正】

第二 公布日等

略

(3) 経過措置

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下、「新規則」という。）第82条、第109条、120条、第120条の2及び149条の規定は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日から令和4年3月30日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

以上